

## 第7期第34回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日(木) 午後3時00分から午後3時43分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第1研修室

3. 出席委員 ○(24名)

4. 欠席委員 △(3名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	○	19番	佐田正彦	○
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬利一	△	21番	伊藤正人	○
4番	山本好一	△	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野薫	○	14番	鈴木秀子	○	23番	平島道弘	○
6番	梅藤勝	○	15番	林利輝	○	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	○	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	○
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	○	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤浩	○	27番	中島勝美	△

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 人事異動の発令に関する件

第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第5 報告第3号 地区委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 あっせん委員会の結果に関する件

第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第11 議案第4号 農地移動適正化あっせんに関する件

第12 議案第5号 現況証明願いの発給に関する件

第13 議案第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)及び令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)

### 6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香、主任 佐々木 理人

7. 会議の概要

事務局長 総会の開催にあたり、佐々木会長職務代理者から挨拶と引き続き進行をお願いします。

【会長挨拶】

議長 長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は24名です。欠席は、4番・山本委員、12番・清瀬委員、27番・中島委員です。定足数に達しておりますのでただ今から第7期第34回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、16番・藤岡健人委員、17番・鈴木秀子委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 長 それでは、両名に決定をいたしました。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案6件の合わせて11件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。

続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

それでは、日程第3 報告第1号「人事異動の発令に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号、人事異動の発令に関する件について、ご報告申し上げます。議案書1ページになります。

議案に記載のとおり、令和6年4月1日付けで、東和博事務局長が、町長部局へ出向及びむかわ町農業委員会事務局長の併任を命じられています。

また、同じく令和6年4月1日付けで、佐々木理人主任が農地係として発令されておりますので報告いたします。以上です。

議長 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 長 それでは、日程第4 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 任	<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書2ページをお開き願います。</p> <p>3ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計で3件・9筆・面積は合計で68,770㎡となっています。</p> <p>1番については法人の解散による解約、2番、3番については、北海道農業公社が買入をし、一時貸し付けを受けておりましたが、借主の経営規模縮小により解約するものです。</p> <p>以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第5 報告第3号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p>報告第3号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>4月につきましては、議案に記載のとおり、4月12日に川西地区委員会、川東地区委員会、4月11日に穂別地区委員会を開催しております。</p> <p>川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果適当と判断しております。</p> <p>川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定5件について審議した結果適当と判断しております。</p> <p>また、川東地区のあっせんの申出1件について、申出内容・譲受候補者等、いずれも適当と判定したところです。</p> <p>穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定7件について審議した結果適当と判断しております。</p> <p>また、あっせんの申出2件について、申出内容・譲受候補者等、いずれも適当と判定したところです。なお、あっせんの申出内容については5ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。</p> <p>以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第6 報告第4号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 任	<p>報告第4号、あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p>

主 任	<p>す。</p> <p>先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。</p> <p>議案書7ページをお開き願います。</p> <p>以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。</p>
1 8 番	<p>1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第3号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第7 報告第5号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p>報告第5号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>本日配付の資料につきましては、12日付けの受付となっておりますが、関係機関の遅延により追加資料となりましたことをお詫び申し上げます。</p> <p>議案書9ページから13ページに申出書の写しを添付してございます。</p> <p>令和元年度に農地保有合理化事業により所有権が北海道農業公社に移転しておりますが、令和元年から5年を経過するため、公社から耕作者への所有権移転について、集積計画の作成申出があったものです。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第3号にてご説明申し上げます。</p> <p>以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第5号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第5号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第8 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件については[ ]が譲受人の同居の親族となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。</p>

(異議なし)

- 議 長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。  
事務局の説明を求めます。
- 主 任 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。  
議案書15ページをお開き願います。  
1番、3番、4番につきましては相手方の要望により賃貸借するものです。  
2番につきましては、経営移譲により、[ ]に所有農地を使用貸借するものです。  
5番につきましては、相手方の要望により売買するものです。  
以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
議案書17ページから26ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。  
以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 6 番 1番及び2番について現地を確認してきましたので、報告します。  
[ ]と[ ]がそれぞれ[ ]に賃貸借、使用貸借する案件です。  
取得後は、南瓜を作付けする予定です。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 16 番 3番、4番について現地を確認してきましたので、報告します。  
[ ]と[ ]が、それぞれ[ ]に賃貸借する案件ですが、取得後は、水稻を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 20 番 5番について現地を確認してきましたので、報告します。  
[ ]が、[ ]に売買する案件ですが、取得後は、南瓜を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第1号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。  
続いて、日程第9 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、[REDACTED]が転用者となり、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。  
事務局の説明を求めます。

主 査 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書27ページをお開き願います。

1番は、農業用施設を建設する案件です。申請地の農地区分は農用地区域外の第1種農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である農業用施設への転用となります。

また、申請者が営農上必要とする農作業用施設を整備する計画であり、農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。

また、面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となっております。

29ページから33ページに申請位置図等、調査表を添付しておりますのでご確認ください。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9 番 1番について現地を確認してきましたので、報告いたします。

本申請は、農業用施設を建設するものです。申請地は、[REDACTED]が耕作する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。

また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第2号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。  
議長 続いて、日程第10 議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXが被設定人の同居の親族となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。  
事務局の説明を求めます。

主任 議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書35ページから、所有権移転5件です。

1番から4番につきましては、報告第5号でご報告いたしました、農業公社から賃貸借を終え、売り渡しを行うものです。

5番につきましては、報告第4号でご報告いたしました、あっせんに伴う所有権移転です。

続きまして、議案書42ページから、利用権設定12件です。

1番、3番、4番、6番につきましては、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により、新たに利用権を設定するものです。

2番、5番につきましては、報告第2号でご報告いたしましたが、売渡を受けるまでの期間、北海道農業公社から賃貸借を受けるものです。

7番から12番につきましては、昨年末で賃貸借契約を満了した土地について、この度耕作を希望される方がおり、委員会にて適任と判断したため、新たに利用権を設定するものです。

以上、所有権移転5件14筆、利用権設定12件56筆ですが、この計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

所有権移転については議案書37ページから41ページに、利用権設定については議案書46ページから57ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。  
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第3号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。続いて、日程第11 議案第4号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 議案第4号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書59ページをお開き願います。

以上、3件の実施について、60ページから62ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第4号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号は、原案どおり決定いたします。続いて、日程第12 議案第5号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 議案第5号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書64ページをお開き願います。

1番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。

現地確認結果として、議案に記載のとおり、山林化しており農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。

2番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。

現地確認結果として、議案に記載のとおり、雑種地化しており農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。

主 任	<p>65ページから66ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。</p> <p>以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
23 番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、相当期間農地として利用されておられません。非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>
25 番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第5号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第5号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第13 議案第6号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)及び令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
支 局 長	<p>議案第6号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)及び令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について、ご説明申し上げます。</p> <p>今年度の取り組みにつきましては、先般、農業委員会による最適化活動の推進について、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととなっております。</p> <p>議案書68ページになります。</p> <p>令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についてです。全般的に昨年度当初に決定した目標に対しての実績等であります。</p> <p>1番「農業委員会の状況」については、記載のとおりであります。</p> <p>69ページになります。2番「最適化活動の実施状況」につきましては、(1)農地の集積、③実績につきましては、今年度末の集積面積は、</p>

支 局 長

5, 739.2ha、集積率は86.8%です。

日頃より農業委員の皆様による相談活動、地域協議のもと、担い手への農地の流動化の推進が図られていると考えます。

(2) 遊休農地の発生防止・解消についてです。年度当初の遊休農地としてはありませんが、引き続き農地利用状況調査等で遊休農地の発生防止及び違反転用などの防止に努める必要があります。

71ページになります。2の最適化活動の活動目標につきましては、1人ひとりの最適化活動、また活動強化月間期間中も概ね目標通りに活動することが出来ました。

72ページです、(3) 新規参入相談会への参加については、①の目標ですが、原則1名以上が相談会に参加することとしていた事から、町地域担い手育成センターと連携し、②の実績に記載のとおり6月と1月の2回、参加いたしました。

73ページになります。3番、事務の実施状況につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして74ページ、令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)についてです。

1番、農業委員会の状況につきましては、記載のとおりです。

75ページ、2番、最適化活動の目標、1の「最適化活動の成果目標」においては、(1) 農地の集積、(2) 遊休農地の解消、76ページ(3) 新規参入の促進について、この間の実績を踏まえ計画を立てております。

76ページの2、「最適化活動の活動目標」においては、(1) 「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」について、今年度は月7日と設定いたしました。ここが、農業委員の記録簿の月の目標部分になり、従来どおりの業務を設定しております。

(2) 活動強化月間の設定目標は、3回以上、取り組む事としており、8月に遊休農地の解消、10月・11月は、農地集積の強化月間として設定しています。

(3) 新規参入相談会への参加目標ですが、原則1名以上が相談会に参加することとされたことから、町の地域担い手育成センターと連携し、令和5年度同様に参加していく設定とさせていただきました。

以上が、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)及び令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)となりますので、内容をご確認いただき、ご審議、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。  
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長

質疑なしと認め、議案第6号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議

長

ご異議がないようですので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。  
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。